

第 9 号議案

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和 2 年（2020 年）1 月 31 日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

会計年度任用職員制度の創設に伴い、年次有給休暇に係る規定を整備する必要がある。

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年中野区教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第13条に次の1項を加える。

- 3 中野区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年中野区規則第47号）の適用を受けていた会計年度任用職員が引き続いてこの規則の適用を受ける場合における当該職員はその年度の年次有給休暇の日数は、この規則の適用を受けることとなる日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、この規則の適用を受けることとなった月に応じ、別表第1に定める日数を加えたものとする。

第14条の2に次の1項を加える。

- 3 第13条第3項に規定する職員であって、この規則の適用を受けることとなる日から育児短時間勤務を始めるもののその年度の年次有給休暇の日数は、同項の規定にかかわらず、この規則の適用を受けることとなる日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、別表第2の2に定める日数を加えたものとする。

(中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇

等に関する条例施行規則（平成29年中野区教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第13条に次の1項を加える。

- 3 中野区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年中野区規則第47号）の適用を受けていた会計年度任用職員が引き続いてこの規則の適用を受ける場合における当該職員のその年度の年次有給休暇の日数は、この規則の適用を受けることとなる日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、この規則の適用を受けることとなった月に応じ、別表第1に定める日数を加えたものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び
中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行
規則の一部改正について

1 改正する規則

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則
- (2) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

2 改正理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、年次有給休暇に係る規定を整備する必要があるため。

3 改正内容

○ 1の(1)の規則について

- (1) 会計年度任用職員から区立幼稚園教育職員（以下「教育職員」という。）に引き続いて任用された際の年次有給休暇の日数について、教育職員に任用される前日に使用することができる日数のうちその年度に付与された日数に、教育職員に任用された月に応じた日数を加えた日数を付与することとする。

【第13条第3項関係】

- (2) 会計年度任用職員から教育職員に引き続いて任用されると同時に育児短時間勤務をする者の年次有給休暇の日数について、教育職員となる前日に使用することができる日数のうちその年度に付与された日数に教育職員となった月に応じた日数を加えた日数を付与することとする。

【第14条の2第3項関係】

○ 1の(2)の規則について

会計年度任用職員から任期付短時間勤務職員（教諭）に引き続いて任用された際の年次有給休暇の日数について、当該教諭となる前日に使用することができる日数のうちその年度に付与された日数に当該教諭となった月に応じた日数を加えた日数を付与することとする。

【第13条第3項関係】

※ 詳細は、新旧対照表のとおり。

4 施行期日

令和2年4月1日

【第1条関係】

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(年次有給休暇の付与)</p> <p>第13条 条例第15条第2項に定める新たに条例の適用を受けることとなった者(次項に掲げる者を除く。)のその年度の年次有給休暇の日数は、別表第1に定める日数とする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 中野区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和元年中野区規則第47号)の適用を受けていた会計年度任用職員が引き続いてこの規則の適用を受ける場合における当該職員のその年度の年次有給休暇の日数は、この規則の適用を受けることとなる日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、この規則の適用を受けることとなった月に応じ、別表第1に定める日数を加えたものとする。</u></p> <p>第14条 (略)</p> <p>(育児短時間勤務職員等に関する年次有給休暇の特例)</p> <p>第14条の2 条例第15条第1項に規定する育児短時間勤務職員等の年次有給休暇の日数は、別表第2の2に定める日数のうち4月に職員となった場合に相当する日数とする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第13条第3項に規定する職員であって、この規則の適用を受けることとなる日から育児短時間勤務を始めるもののその年度の年次有給休暇の日数は、同項の規定にかかわらず、この規則の適用を受けることとなる日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、別表第2の2に定める日数を加えたものとする。</u></p> <p>第14条の3～第33条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第4 (略)</p> <p>別記様式第1号～別記様式第11号 (略)</p>	<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(年次有給休暇の付与)</p> <p>第13条 条例第15条第2項に定める新たに条例の適用を受けることとなった者(次項に掲げる者を除く。)のその年度の年次有給休暇の日数は、別表第1に定める日数とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(育児短時間勤務職員等に関する年次有給休暇の特例)</p> <p>第14条の2 条例第15条第1項に規定する育児短時間勤務職員等の年次有給休暇の日数は、別表第2の2に定める日数のうち4月に職員となった場合に相当する日数とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第14条の3～第33条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第4 (略)</p> <p>別記様式第1号～別記様式第11号 (略)</p>

【第2条関係】

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(年次有給休暇の付与)</p> <p>第13条 条例第15条第2項に定める新たに条例の適用を受けることとなった者(次項に掲げる者を除く。)のその年度の年次有給休暇の日数は、別表第1に定める日数とする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 中野区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和元年中野区規則第47号)の適用を受けていた会計年度任用職員が引き続いてこの規則の適用を受ける場合における当該職員のその年度の年次有給休暇の日数は、この規則の適用を受けることとなる日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、この規則の適用を受けることとなった月に応じ、別表第1に定める日数を加えたものとする。</u></p> <p>第14条～第40条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1～別表第4 (略)</p> <p>別記様式第1号～別記様式第14号 (略)</p>	<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(年次有給休暇の付与)</p> <p>第13条 条例第15条第2項に定める新たに条例の適用を受けることとなった者(次項に掲げる者を除く。)のその年度の年次有給休暇の日数は、別表第1に定める日数とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第14条～第40条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1～別表第4 (略)</p> <p>別記様式第1号～別記様式第14号 (略)</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。